**１号新任教育レジュメ**

**【基本教育】**

**①警備業務実施の基本原則に関すること--講義**

・警備業法の意義と重要性

・警備業法の制約(1～10条，13～15条)

★警備業は警備業法によって規制されていること。具体的規制の理解。

★警備業法の罰則は警備業者にだけ適用される。

★資料／警備業法抜粋

**a.警備業務とはなにか・警備員とはなにか**

・警備業とは他人の需要に応じて、人の生命・身体・財産に対する侵害の発生を警戒し防止することを業務として営業として行うこと(警備業法2条1項・2項・3項)

他人の需要に応じて→他人様のためにする→自社警備・自社保安は警備業ではない。

営業として→お金をいただく→ボランティア警備は警備業ではない。

業務として→繰り返し行う→それを職業として行う。

要するに、「プロならしっかりとした仕事をしてくださいよ。」

・警備員とは警備業者に雇われている者で警備業務に従事する者(警備業法2条4項)

警備会社の事務員さん・営業専属は警備員ではない。

・警備業は警備業法で規制されている。

**ｂ.どんな規制があるか**

・護身用具規制→一般人には携帯が認められるが警備員には認められない護身用具

→警棒実物を見せる。

★資料/護身用具の制限配布

・警備業をできない人(警備業法3条)→簡単なものだけ例示

・警備員になれない人(警備業法14条1項)→身分証明書・住民票・

登記されていないことの 証明書・診断書が必要なわけ

・欠格事由のある警備員が警備業務をしたらどうなるか？

警備員→警備業務をやることができない(警備業法14条1項)が、罰則はない。

警備業者→警備業法14条2項違反→指示処分(48条)→営業停止(49条)

警備員名簿の不備(名簿にない・虚偽記載)→30万円以下の罰金

→警備業者の欠格事由(3条1項2号)→認定取消(8条)

・警備員教育→新任教育・現任教育→新任教育の説明・現任教育の説明

・指導教育責任者を置かなければならない

※指導教育責任者資格についての説明→やる気を起こさせる。

・配置義務(施設警備は空港と核燃料施設だけだが、今後は…。)

※検定資格についての説明→やる気を起こさせる。

・法定備付書類・立ち入り

・警備業は認定制・営業停止処分・両罰規定

・警備業法に違反したら5年間の警備業界追放

・自社警備・警備会社の事務員サンは警備業法の規制を受けない

もぐりの警備業者は規制をうける。

**c.警備業法の制定経緯・改正経緯**

・警備業法成立の昭和47年ころの様子。

・暴力団の資金源、労働争議への介入，警備員の犯罪

・警備業者と警備員数の統計→警察官＋自衛隊員数と同じ

①平成26年統計

・9240業者(107増加・1.2％増※4条業者)

・警備員数 53万7285人(5880人減少・1.1％減少)

・1号/74.8％，2号/74.1％，3号/7.3％(679業者)，4号/6.8％(624業者)

・警備業法違反での検挙/14件，営業停止/12，認定取消/3，指示処分/273

※こんな少ないわけがない！

②警備員の犯罪状況（警備保障新聞記事からの抜粋）

・平成17年　775件

・平成18年　629件

・平成19年　791件

・平成20年　786件

・平成21年　874件

※こんな少ないわけがない。→いまでも→経験した犯罪例

③警備業法の歴史

・昭和39年東京オリンピックの選手村警備で脚光を浴びる。日本警備保障(セコムの前身)

・昭和44年連続射殺事件長山則夫逮捕協力(セコム)

・昭和45年大阪万博警備/日本警備保障・総合警備が行う

・昭和45年ころから警備員が労働争議に使用される。

ロックアウト破り阻止、取材妨害

・昭和47年末には警備業者数750，警備員数4万1000人

・昭和47年警備業法成立

・前科による欠格事由(禁固以上・警備業法違反での罰金、3年)

・届出制

・服装，護身用具に対する制限

・警備員に対する教育，指導監督の義務づけ(単なる義務付け)

・立ち入り検査，行政処分，罰則

・警備業務実施の基本原則(現在と同じ)

・昭和56年末には警備業者数3210(4.2倍)、警備員数12万4000人(3倍)

・暴力団の資金源、警備員犯罪、警備未熟のための事故

・機械警備業務の急増→不適切な判断・指令→被害の発生拡大を防げない。

・昭和57年改正

・認定制

・欠格事由の拡充

・指導教育責任者制度(警備員教育の制度的保障)

※昭和57年講習では全員合格

・機械警備に関する規定

・平成14年改正

・暴力団員に関係する欠格事由(5号・11号)

→影のオーナーを排除、暴力団の締め出し

・認定取消事由の追加(認定後6カ月たっても営業しない者)

・平成17年改正

・指導教育責任者の教育→現任教育，営業所ごとの配置

・検定制度(民間資格を国家資格に昇格)、配置義務

・書面交付義務，苦情処理書類の備え付け

・護身用具の見直し

d.警備業務の基本原則(警備業法15条)

・当たり前の規定

・「警備員なんかなんの権限もない」は間違い。

・一般人が持っていない施設管理権が行使できる。

・法律で認められた行為もできる。正当防衛・現行犯逮捕

・警察の職務質問権限と施設管理権に基づく質問権限

施設常駐警備員は施設管理権と正当防衛で飯を食っている。

万引きＧメンは現行犯逮捕で飯を食っている。

交通誘導警備員は「お願い」で飯を食っている。

**②警備員の資質の向上に関すること－講義又は実技**

・指導教育責任者制度，新任教育・現任教育(警備業法22条)

・指導監督義務(警備業法21条)

・礼式・基本動作の体得

★資料/礼式・基本動作

a.警備員は安全を護り安心を与える仕事

・安全を護るためだけならジャージや作業服でもよい。

・なぜブルーの制服を着るのか、なぜスニーカーではなく黒い革靴なのか？

制帽，警棒，キーケース，吊り紐も同じ。なぜ警官モドキなのか？

・すべて信頼感を得るための演出、犯罪一版予防のための演出。

・施設警備員は立ち姿で施設を護る。

・礼式と基本動作でさらに引き立つ。

・きおつけと敬礼だけでフレンチになる。

b.礼式・基本動作の訓練 (実技)

・室内の敬礼・室外の敬礼

・答礼と答礼しない場合

・巡回交替時の手順の例

**③警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること-**

・:憲法・刑法・刑訴法をやさしく・おもしろく理解させる。

・基本的人権とは

・犯罪になる場合とならない場合

・正当防衛・緊急避難・現行犯逮捕

★資料/憲法，刑法，刑事訴訟法配布

a.憲法で保障された基本的人権と刑法・刑事訴訟法の位置づけ

・なぜ、基本的人権を説明するのか→

-警備員は一般人の基本的人権を侵害する危険がある(警備業法15条)

・基本的人権とはなにか

・基本的人権の制約-内包される制約

・制約は法律であらかじめ定める→罪刑法定主義→刑法・刑事訴訟法

b.刑法の理解

・犯罪とはなにか

・犯罪にならない場合-違法性阻却事由・責任阻却事由

・正当防衛の要件

・緊急避難の要件

・正当行為の要件

・自救行為とは

・責任阻却事由

c.刑事訴訟法の理解

・現行犯逮捕の要件

・現行犯逮捕では何ができるのか・何ができないのか-実例

・現行犯逮捕の要件と正当防衛の要件の違い-実例

**④事故発生時における警察機関への連絡、その他応急の処置に関すること**

**--講義及び実技**

・緊急連絡の方法，現場保存の方法

・避難誘導の方法

・救命措置

★資料/警察消防への連絡・現場保存配布

**a.警察機関・消防機関への連絡要領**

・知識として覚えておけばよい。

※設備があれば実技が望ましい。

例)映画から事件・事故シーンを抜き出して観せ、受講生に実際に連絡させる。

**ｂ.現場保存の方法**

・実際に事件を想定して現場保存の必要事項を知識として覚えさせる。

※Ｎ店の飛び下り自殺，Ｓ店の飛び下り自殺

※Ｎ店の殺人事件，Ｔ店の日本刀立てこもり事件、Ｏ店の誤認逮捕致死事件

**ｃ.救命 処置/心肺蘇生法**

・心肺蘇生法の習得

・日赤の動画を見せたあとに、実技訓練をする。

・ＡＥＤの訓練機がない場合は、途中で呼吸が回復した設定で行う。

**⑤護身用具の使用方法その他の護身の方法に関すること--講義及び実技・2時間**

・警備員に認められる護身用具とその制限(説明済み)

・警棒の取扱方法—打つだけではなく締める

・役に立つ護身術は「離れる」こと、つまり「逃げる」こと

・もっとも大切なことは「そんな状況にならない」こと。

・いざと言うときに役に立つ護身術は頭突きと両耳叩き

・興味をひかせるために実際には役に立たない二つの逮捕術

肘関節落とし、腕絡み

**【業務別教育】**

**①対象施設における出入り管理の方法に関すること—講義及び実技**

・出入り管理の目的・方法・留意点

・手荷物検査と従業員持ち出し

※実際に行っている出入り管理にそって説明し実技訓練をするのがよい。

★資料/出入り管理の方法配布

・資料に沿って、実務経験を肉付けして説明

・実技を通して留意点を体得させる。

**②巡回方法に関すること－講義及び実技**

・巡回の目的・方法

・巡回時の留意点

※実際に行っている巡回経路、巡回内容にそって説明・実技訓練をするのが望ましい。

※資料/巡回の方法配布

**③警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関すること**

**－講義及び実技－**

・各種警報装置の構造と取扱

★教育資料/自火報の取り扱い配布

・資料に沿って自火報の仕組みを説明したあと実技。

**④不審者を発見した場合にとるべき措置に関すること－講義及び実技**

・施設不法侵入の態様・目的

・火災・自殺・殺人の例（一部説明済み）

・施設管理権による質問（説明済み）

・現行犯逮捕と警察介入（説明済み）

・事情聴取の方法

※今まで説明した内容を復習確認

※盗撮犯人を引き渡されたという設定で実技訓練をする。